

令和3年度
第424回 千葉地方最低賃金審議会
議事録

令和3年8月5日
14:55～15:15
千葉労働局1階会議室

令和3年度
第424回 千葉地方最低賃金審議会 議事録

1 日時 令和3年8月5日(木) 14:55 ~ 15:15

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、鈴木委員、中原委員、下田委員、大竹委員

労働者側委員

高柳委員、野田委員、近藤委員、阪口委員、岡田委員

使用者側委員

渡部委員、今関委員、稲葉委員、黒岩委員

4 議題

(1) 千葉県最低賃金専門部会からの報告について

(2) 千葉県最低賃金の改正決定について(審議・答申)

(3) その他

5 配付資料

「千葉県最低賃金の改正決定に関する報告書」(写)

6 議事内容

○ 大澤会長

ただ今から、第424回千葉地方最低賃金審議会を開催いたします。

本審議会は、審議会運営規程第6条に基づき公開で開催することになりま
すので公示しましたが、傍聴を希望される方はおりませんでした。

初めに、事務局から本審議会の成立について報告をお願いします。

○ 植村賃金指導官

本日は、使用者側の由川委員が所用で欠席されるとの御連絡をいただい
ております。したがって、労働者側委員5名、使用者側委員4名、公益委員5名
の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定
する定足数を満たしており、本審議会は有効に成立していることを御報告い
たします。

○ 大澤会長

本日の議事に入ります。

議題1の千葉県最低賃金専門部会からの報告についてです。専門部会の部会長を仰せつかっております私から報告申し上げます。本年6月25日開催の第422回本審議会において、労働局長から千葉県最低賃金の改正決定について諮問がなされたことを受け、同日、千葉県最低賃金専門部会の設置を決定し、7月14日、8月2日、8月3日、8月4日と計4回にわたり千葉県最低賃金の改正について慎重に審議してまいりました。その結果、御手元の資料の「千葉県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)」のとおり、専門部会としての結論を得たところです。お目通し願います。専門部会では、労使双方から真摯な意見が出され、着地点を見出すべく労使双方に慎重に御議論いただきました。ここで、労使双方の主張について説明させていただきます。

労働者側は、現行の最低賃金925円では、年間2,000時間働いても収入は200万円に満たない。コロナ禍の中、マスクや消毒液を自費で賄い、懸命に働く労働者の努力に報いるべきである。千葉県の労働者が健康で文化的な生活を送ることができるよう、早期に時間給1,000円を超える引上げが必要である。中賃の目安額28円に埼玉県との差額3円を加えた31円の引上げを主張されました。

使用者側は、コロナ禍で中小企業は、宿泊、交通、運輸、観光、飲食業をはじめとして深刻な打撃を受けている。感染者数が拡大しており、コロナ前に戻るにはまだ見通しが立たない中での賃金の大幅な引上げには、中小企業から不安の声が上がっている。賃金の大幅な引上げは、雇用の減少につながるおそれもある。中賃の目安額28円の根拠も不明確であり、今回の賃上げは0円を基本に3円程度までが限度と主張されました。

公益委員としては、双方の主張を踏まえ調整を行いましたが、残念ながら意見の一致をみることはできず、労使の主張の隔たりを埋めることは難しいと判断せざるを得ませんでした。ただし、使用者側からは公益委員の調整案に賛成はできないが尊重はしたいとの言葉をいただきましたし、労働者側からはできる限り白丸(全会一致)に近づけて欲しいとの意見をいただいたところです。このため、公益委員としては、中賃の答申、本県の経済情勢などの諸状況を考慮して、千葉県最低賃金を28円引き上げ、時間額953円とし、これを令和3年10月1日に発効させるという公益委員案を提示し採決に入りました。採決の結果、労働者側委員3名と部会長を除く公益委員2名が賛成、使用者側委員2名が反対、1名が棄権され、賛成5名、反対2名であったことから公益委員案の賛成者が過半数となり、報告書の取りまとめに至ったも

のです。

これを踏まえ、議題2の千葉県最低賃金の改正決定についてに入ります。ただ今報告したとおり、千葉県最低賃金専門部会としての結論を得たところですが、当審議会としての結論を出さなければなりません。採決に当たり、これまでの議論の経過等を確認する必要があるれば、その時間を設けますがいかがでしょうか。

○ 渡部委員

こちらは必要ありません。

○ 高柳委員

大丈夫です。

○ 大澤会長

労使とも必要ないとのことですので、採決します。

千葉県最低賃金を28円引上げ953円とすることに賛成の方、挙手をお願いします。

< 挙手 >

賛成9人。

反対の方、挙手をお願いします。

< 挙手 >

反対3人。

賛成9人、反対3人。過半数の委員の賛成をいただきました。

○ 渡部委員

よろしいでしょうか。

○ 大澤会長

はい。どうぞ。

○ 渡部委員

私は賛成にも反対にも手を挙げませんでしたけれども、公益委員の提示額

は尊重したいと思っております。そういうことなので、反対はあえてしませんが、賛成もいたしかねますので棄権とさせていただきます。その旨、議事録への記載をお願いします。

○ 大澤会長

はい。それでは、事務局は議事録への記載をお願いします。

ただ今お諮りした案をもって、労働局長へ答申します。ありがとうございました。

事務局は、千葉県最低賃金の改正決定についての答申文案を配付の上、朗読をお願いします。

< 答申文案を各委員に配付 >

○ 植村賃金指導官

< 答申文案を朗読 >

○ 大澤会長

内容についていかがでしょうか。

○ 一同「異議なし」の声

○ 大澤会長

それでは、千葉県最低賃金の改正決定について、労働局長に答申します。

< 大澤会長から江原労働局長に答申文を手交 >

○ 庄司賃金室長

ただ今、会長から答申をいただきましたので、労働局長から一言御礼申し上げます。

○ 江原労働局長

千葉県最低賃金の改正決定について、ただ今答申をいただきました。委員の皆様方には、6月25日の本審議会への諮問以降、非常に暑い中、専門部会で数次にわたって精力的に御議論いただき、心から感謝申し上げます。特に今回の改正に当たっては、コロナ禍の中、一部産業において大変厳しい業況

となっているなど、例年になく大変な状況の中での議論であったものと思っております。委員の皆様方に敬意を表し、改めて感謝申し上げます。千葉労働局におきましては、本答申を受け10月1日の発効に向けて改正手続を進めてまいります。また、改正後の千葉県最低賃金額の周知に徹底して取り組んでまいりますとともに、県内中小企業への支援として各種助成金が最大限に活用されるようより一層の周知を図ってまいります。皆様方には、引き続き御協力をお願いしたいと思います。本日は、誠にありがとうございました。

○ 大澤会長

ありがとうございました。

使用者側委員の皆様、労働者側委員の皆様には、今回の審議において良識かつ真摯な議論をいただいたことを、私から改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

つきましては、千葉県最低賃金専門部会は、その任務を終えましたので、最低賃金審議会令第6条第7項の定めるところにより、異議申出を審議することとなる次回本審議会の開催日をもって廃止することとしてよろしいかお諮りいたします。

○ 一同「異議なし」の声

○ 大澤会長

御了承いただきましたので、次回第425回本審議会の開催日をもって千葉県最低賃金専門部会を廃止いたします。

事務局は、今後の日程について説明願います。

○ 庄司賃金室長

ただ今、千葉県最低賃金の改正決定について答申をいただきましたので、最低賃金法第11条第1項及び第12条に基づき、答申の要旨を公示し、異議申出を受けることとなります。公示期間は15日間です。本日、審議会終了後に公示しますので、8月20日（金）までが異議申出期間となります。異議申出があった場合は、その取扱いについて審議していただく必要がありますので、そのための本審議会を8月23日（月）午前11時から千葉労働局1階会議室にて開催させていただきます。よろしくお願いたします。

○ 大澤会長

ただ今の説明のとおり、異議申出があった場合、その取扱いについて8月

23日の本審議会で審議しますのでよろしくお願いいたします。

次に、事務局から特定最低賃金の審議日程について説明願います。

○ 庄司賃金室長

8月2日に行われた第423回本審議会において、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する諮問をいたしました。この審議を8月23日の本審議会で行っていただくこととなります。同日の審議の状況に応じて、改正決定の諮問を行い、特定最低賃金専門部会の設置まで審議が及ぶこととなりますのでよろしくお願いいたします。

また、本日、答申をいただいたことについて、千葉県庁民放記者クラブに報道発表資料を提供することとしております。

○ 大澤会長

ほかに何かございますか。

○ 一同「ありません」の声

○ 大澤会長

特にないようですので、以上をもちまして閉会といたします。御協力ありがとうございました。